

総社市公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 1 1 号

総社市公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

総社市公共下水道条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 1 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
（水質の測定等） 第 1 5 条 条例第 1 4 条の規定による水質の測定は、次の各号に定めるところによるものとする。 （1）略 （2）測定の回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とすること。ただし、市長が公共下水道の維持管理上特に必要ないと認めたときは、測定の項目及び回数を減免することができる。 <table><tr><th>水質の項目</th><th>測定の回数</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる項目のうち水素イオン濃度、化学的酸素要求量及び大腸菌数の項目を除いたもの並びに 汚濁消費量</td><td>略</td></tr></table> （3）略 2 及び 3 略	水質の項目	測定の回数	略		排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる項目のうち水素イオン濃度、化学的酸素要求量及び大腸菌数の項目を除いたもの並びに 汚濁消費量	略	（水質の測定等） 第 1 5 条 条例第 1 4 条の規定による水質の測定は、次の各号に定めるところによるものとする。 （1）略 （2）測定の回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とすること。ただし、市長が公共下水道の維持管理上特に必要ないと認めたときは、測定の項目及び回数を減免することができる。 <table><tr><th>水質の項目</th><th>測定の回数</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる項目のうち水素イオン濃度、化学的酸素要求量及び大腸菌群数の項目を除いたもの 汚濁消費量</td><td>略</td></tr></table> （3）略 2 及び 3 略	水質の項目	測定の回数	略		排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる項目のうち水素イオン濃度、化学的酸素要求量及び大腸菌群数の項目を除いたもの 汚濁消費量	略
水質の項目	測定の回数												
略													
排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる項目のうち水素イオン濃度、化学的酸素要求量及び大腸菌数の項目を除いたもの並びに 汚濁消費量	略												
水質の項目	測定の回数												
略													
排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる項目のうち水素イオン濃度、化学的酸素要求量及び大腸菌群数の項目を除いたもの 汚濁消費量	略												

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。